

# 「令和5年度茅ヶ崎市食品衛生監視指導計画（素案）」 についてのパブリックコメント実施結果

—ご協力ありがとうございました。—

1 募集期間 令和4年12月26日（月）～令和5年1月26日（木）

2 意見の件数 13件

3 意見提出者数 1人

## 4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	人	人	人	人	人	人	1人	人

## 5 内容別の意見件数

※	項目	件数
1	「第5 立入検査及び収去検査」に関する意見	1件
2	「第7 食中毒健康危害発生時の対応」に関する意見	1件
3	「第9 意見交換及び情報提供」に関する意見	4件
4	「第3～第11」全般に関する意見	1件
5	「食品衛生監視指導計画に関する用語集」に関する意見	1件
	パブリックコメント実施に関する意見	4件
	広報に関する意見	1件
	合計	13件

※「令和5年度茅ヶ崎市食品衛生監視指導計画（素案）」の項目番号

※修正を加えた項目はありません。

茅ヶ崎市保健所 衛生課 食品衛生担当  
0467-38-3316（直通）  
e-mail:hokenjyo\_eisei@city.chigasaki.kanagawa.jp

## (意見及び市の考え方)

### ■ 1. 「第 5 立入検査及び収去検査」に関する意見 (1 件)

(意見)

市内からは魚市場がなくなりました。農漁業者への指導はどうなっていますか。  
(しらす干し・畳イワシ・漬物・・・。生産者・商店・市民生活すべて含む)

(市の考え方)

食品等事業者につきましては、HACCPに沿った衛生管理の実施を確認するため、定期的に立入検査を実施しております。

食品衛生法の改正により、「水産製品製造業」「漬物製造業」など新たに営業許可が必要となった業種につきましては、農業者及び漁業者も含め、令和6年5月31日までに許可を取得するよう、周知・啓発を行っているところです。

### ■ 2. 「第 7 食中毒等健康危害発生時の対応」に関する意見 (1 件)

(意見)

「生食かき」を食して調子を悪くしたという話を聞きます。  
また、シメサバもどうなのですか。

(市の考え方)

食中毒の疑いについて届出があった場合は、茅ヶ崎市食中毒処理要領に基づき原因を調査のうえ、必要に応じ、危害の拡大及び再発防止を図るため適切な措置を講じます。

保健所を開設してから、「生食かき」及び「シメサバ」を原因とした食中毒の発生はありませんが、発生した場合には、市のホームページなどを通じ、所管域の住民へ情報提供を行います。

### ■ 3. 「第 9 意見交換及び情報提供」に関する意見 (4 件)

(意見)

当パブコメも意見交換 情報の提供等書かれております。  
第9章 p 7をもっと充実して実施して欲しいのとパブコメからも実施して欲しい。

(意見)

所管域の住民等への情報提供及び意見交換会の実施とあります。更なる充実を求む。

(意見)

すべてが市民が作る食生活にも関係します。更なる啓発・情報提供を求めます。

(市の考え方)

食品の安全に関する意見交換及び情報提供は、食品の安全・安心を確保するため、必要なものと認識しております。

食品衛生に係わる知識や情報につきましては、広報紙、ホームページ、SNS等を通じて、引き続き所管域の住民の皆さまへ情報提供を行ってまいります。

(意見)

○三浦海岸大根天日干し大幅減 ○「食の安全」漬物家に重し ○法改正衛生管理厳しく ○相次ぐリタイア ○食中毒事件が契機  
この報道をどう考え、どう啓発するかをお聞きします。

(市の考え方)

食品衛生法の改正により、「漬物製造業」が新たな業種として設定されました。

法改正前から漬物を製造していた事業者につきましては、令和6年5月31日までに営業許可を取得するようチラシ、ホームページ、対面による周知啓発を行っております。

また、製造所は施設基準を満たすよう案内しており、既に営業許可を取得した事業者もおります。

営業許可を取得した事業者には、HACCPに沿った衛生管理を行うよう自主管理を推進してまいります。

#### ■ 4. 「第3～第11」全般に関する意見（1件）

(意見)

第3 重点監視指導事業 第4 監視指導・試験検査の実施体制 第5 立入検査及び収去検査 第6 違反食品の対応 第7 食中毒等健康危害発生時の対応 第8 食品等事業者の自主管理の推進 第9 意見交換及び情報提供 第10 関係機関との連携 第11 食品衛生に係る人材の育成 すべて重要と思います。その実践を期待します。

(市の考え方)

ご意見をいただきありがとうございます。

本計画により監視指導等を行い、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するとともに、食の安全・安心の確保を図ってまいります。

#### ■ 5. 「食品衛生監視指導計画に関する用語集」に関する意見（1件）

(意見)

食品衛生監視指導計画に関する用語集から市民への情報提供も求めます。

(市の考え方)

「食品衛生監視指導計画に関する用語集」には、本計画の用語について説明を記載しております。

所管域の住民への食品衛生知識の向上となるよう情報提供を行ってまいります。

## ■パブリックコメントに関する意見（4件）

（意見）

パブリックコメント（意見募集）のPR（啓発・情報発信・提供・広報）をもっと十二分に行って欲しい。

（意見）

その他今年パブコメ回収もれ、回答の延期・応募者が毎回非常に少ない等々あったと思う。（記入用紙）  
当パブコメも毎回前述のようなことを感じます。

（市の考え方）

パブリックコメント手続の実施にあたっては市広報紙のほか、ホームページや市政情報コーナー、メール配信サービス、Twitter、市役所内デジタルサイネージ、広報掲示板及び公共施設への掲示、まちぢから協議会連絡会を通しての周知等、様々な媒体や方法を組み合わせながら周知しております。

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、住民の皆さまからご意見をいただける重要な市民参加の機会であると考えております。

より多くのご意見をいただけるよう、積極的に情報提供するとともに、パブリックコメント手続の適正な運用に努めてまいります。

（意見）

当パブコメ（意見募集）の説明会も実施して欲しいです。  
当パブコメは「市民の皆さまの意見募集」等々多々記載があります。もっとPRをして説明会・実施して欲しいです。

（市の考え方）

本パブリックコメント手続の実施にあたっては、説明会は実施しておりませんが、パブリックコメント手続の実施に先立ち、講習会などの機会を通して、住民の皆さまのご意見を幅広く伺いながら素案を作成してまいりました。

今後も、計画策定等にあたっては、説明会やパブリックコメント手続等々の市民参加の方法を適切に実施してまいります。

（意見）

当パブコメの表紙「案件のポイント」は、新聞等の見出しのように、素案の目次をまとめて書いて欲しい。

（市の考え方）

本パブリックコメント手続資料の表紙に記載しております「案件のポイント」については、住民の皆さまへ案件の内容をわかりやすくお伝えするため、文書で記載しております。

なお、見出しにつきましては、計画（素案）内の目次をご参照ください。

■ 広報に関する意見（1件）

（意見）

広報の記事小さくて見逃してしまわないか。

（市の考え方）

広報紙作成にあたっては、多くの市政情報をより分かりやすく掲載するよう努めておりますが、紙面に限りがある中で、全ての記事を大きく掲載することが出来ません。記事の内容に応じて整理することで、より多くの市政情報を皆様に認知していただけるよう工夫しております。

パブリックコメントの掲載については、広報紙上において、まずは実施中の案件を知っていただくため、案件をまとめて表記するなど網羅的に確認できる形としています。